

新エネ第 851号
平成28年12月28日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
代表 石丸 初美 様

玄海原発反対からつ事務所
代表 北川 浩一 様

プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
共同世話人 野中 弘樹 様

今を生きる会
代表 小林 榮子 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県知事への申し入れ書に対する回答について

2016年11月24日に提出のあった申し入れ書について、別紙のとおり
回答します。

2016年11月24日付け申し入れ書への回答

1、知事及び議会は、使用済み核燃料の再処理後にできる高レベル放射性廃棄物の地層処分を佐賀県内に認めないこと

(答)

- 高レベル放射性廃棄物の最終処分については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(平成12年制定)に基づいて行われることとなっています。
- 高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組について、国は、平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、高レベル放射性廃棄物については、国が前面に立って最終処分に向けた取組を進める、としています。
- また、平成27年5月22日には、
 - ・ 廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、地層処分に向けた対策を確実に進める
 - ・ 国は、科学的により適性が高いと考えられる地域（科学的有望地）を示すこと等を通じ、国民及び関係住民の理解と協力を得ることに努める
 - ・ 国は、機構による調査の実施その他の活動に対する理解と協力について、その活動の状況を踏まえ、関係地方公共団体に申し入れることなどが盛り込まれた「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」が閣議決定されたところです。
- 科学的有望地については、現在も国のワーキンググループにおいて検討が行われているところです。
- このような状況であり、高レベル放射性廃棄物の最終処分地については、科学的有望地をどのように示していくかということはまだ決まっていません。
- いずれにしても、国においては、エネルギー基本計画において示した方針に基づき、国の責任においてしっかりと対応していただきたいと考えています。

2、また、使用済み核燃料の中間貯蔵施設(乾式貯蔵施設を含む)の県内設置を認めないこと

(答)

- 使用済燃料の貯蔵・保管については、エネルギー基本計画で国が定めた方針に基づき事業者が責任を持って対処すべきものと考えています。
- 使用済燃料対策については、平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、「抜本的に強化し、総合的に推進する」とされています。
- 国は、平成27年10月6日に、政府がこれまで以上に積極的に関与しつつ、事業者の一層の取組を促すなど、安全の確保を大前提として、貯蔵能力の拡大に向けた取組の強化を官民が協力して推進することとする、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を策定し、平成27年11月20日に、

国と事業者による「使用済燃料対策推進協議会」が設置されたところです。

- また、九州電力からは、使用済燃料の中間貯蔵施設について、具体的な計画があるという話はあっていません。
- いずれにしても、国においては、エネルギー基本計画において示した方針に基づき、国の責任においてしっかりと対応していただきたいと考えています。